

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画高須団地地区計画を次のように変更する。

名 称	高須団地地区計画	
位 置	北九州市若松区高須北一丁目及び高須北二丁目地内	
面 積	約10.5ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、JR折尾駅から北へ約4.0キロメートルに位置し、土地区画整理事業により道路や公園等の基盤整備がなされ、また、緑化や景観に配慮した街づくりの推進により、良好な低層住宅地が形成されている。</p> <p>そこで、本地区計画は、この良好な居住環境の保全を図るとともに、さらに緑豊かで安全、快適な低層住宅地として一層の居住環境の向上を目指す。</p>	
及び 区域の 整備・ 開発 の方針	土地利用の方針	良好で低層・低密な戸建住宅地としての土地利用を図るため、過少宅地の防止に努める。
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅地としての良好な居住環境を保全するため、建築物の用途、敷地規模、高さ等必要な制限を定める。
地区 整備 計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅(住宅の数が3以上の長屋を除く)</li> <li>2 2住戸の共同住宅</li> <li>3 住宅で次の用途を兼ねるもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務所</li> <li>(2) 日用品の販売、日常サービスを主たる目的とする店舗</li> <li>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</li> </ol> </li> <li>4 地区集会所、公民館又は診療所</li> <li>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>6 前各号の建築物に付属するもの</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
	建築物等の高さの最高限度	9m
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣</li> <li>2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設けたもの</li> </ol>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成元年8月21日告示 第243号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

# 北九州広域都市計画 高須団地地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



## 計画図



高須

高須西一丁目  
高須西一丁目北公園

高須北三丁目

高須北二丁目

高須北一丁目

青葉台南一丁目

高須中学校

高須市庁センター

高須北二丁目

高須東四丁目公園

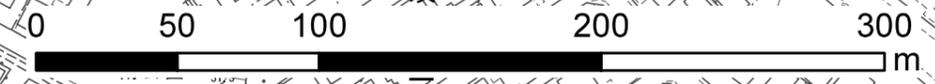
高須北三丁目

高須児童館

高須東一丁目

高須東

高須



### 凡例

 地区計画区域